

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的及び定義

一 目的の改正

目的に製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を加えること。

(第一条関係)

二 定義の追加

1 消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、一般消費者の生命若しくは身体に対する危害が発生した事故又は消費生活用製品が滅失し、又はき損して当該危害が発生するおそれのある事故であつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のものを「製品事故」とすること。

2 製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものを「重大製品事故」とすること。

(第二条関係)

第二 情報の収集及び提供

一 主務大臣の責務

主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならないものとする。

(第三十三条関係)

二 事業者の責務

1 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者は、製品事故に関する情報を収集し、一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならないものとする。

2 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならないものとする。

(第三十四条関係)

三 重大製品事故の報告

1 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称等の事項を主務大臣に報告しなければならないものとする。

2 主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合において、当該事故による危害が政令で定める他の

法律の規定によつて防止されるべきものと認めるときは、報告の内容について当該他の法律の事務を所掌する大臣に通知するものとする事。

(第三十五条関係)

四 主務大臣による公表

1 主務大臣は、重大製品事故の報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知つた場合において、必要があると認めるときは、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称等の事項を公表するものとする事。

2 主務大臣は、公表につき、必要があると認めるときは、機構に技術上の調査を行わせることができるものとする事。

(第三十六条関係)

五 体制整備命令

主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が重大製品事故の報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、必要があると認めるときは、重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることが出来るものとする事。

(第三十七条関係)

第二 危害の発生及び拡大を防止するための措置

一 事業者の責務

1 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、製品事故の原因を調査し、必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の措置をとるよう努めなければならないものとする。

2 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が自主的に、又は危害防止命令を受けて行う消費生活用製品の回収その他の措置に協力するよう努めなければならないものとする。

(第三十八条関係)

二 危害防止命令

1 緊急命令について、主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができるものとともに、見出しを「危害防止命令」に改めるものとする。

2 主務大臣は、危害防止命令を命じたときはその旨を公表しなければならないものとする。

(第三十九条関係)

第三 罰則

一 体制整備命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科するものとする。
(第五十八条関係)

第四 施行期日その他

一 この法律は、公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
(附則第一条関係)

二 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
(附則第二条関係)

三 独立行政法人製品評価技術基盤機構法について、所要の改正を行うこと。
(附則第三条関係)

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律

消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十九条」に、「第二十九条・第三十条」を「第三十条・第三十一条」に、

「第三十一条―第八十一条」を「第三十二条」に、

「第三章 雑則（第八十二条―第九十六条の二）

第四章 罰則（第九十七条―第一百条）」

を

第三章 製品事故等に関する措置

第一節 情報の収集及び提供（第三十三条―第三十七条）

第二節 危害の発生及び拡大を防止するための措置（第三十八条・第三十九条） に改める。

第四章 雑則（第四十条―第五十七条）

第五章 罰則（第五十八条―第六十二条）

第一条中「発生の」を削り、「消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し」を「製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ」に改める。

第二条に次の二項を加える。

4 この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの（他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができる」と認められる事故として政令で定めるものを除く。）をいう。

一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

5 この法律において「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものをいう。

第三条中「法律」を「他の法律」に改める。

第十六条第二項中「第九十五条第一項第三号」を「第五十四条第一項第三号」に、「第二十八条第二項、第三十条第三項、第八十四条第四項、第八十五条の二及び第九十条の二」を「第二十九条第二項、第三十一条第三項、第三十六条第二項、第四十一条第四項、第四十三条及び第四十九条」に改める。

第十七条第二号中「第二十六条又は第三十条第一項」を「第二十七条又は第三十一条第一項」に改める。

第十八条第一項第二号中「第二十三条の二第二項」を「第二十四条第二項」に改める。

第三十二条から第八十一条までを削る。

第三十一条の見出しを削り、同条中「危害の」の下に「発生及び」を加え、第二章第六節中同条を第三十二条とする。

第三十条第一項第二号中「第二十三条の二第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十七条」を「第二十八条」に改め、同項第三号中「第二十三条の二第二項各号」を「第二十四条第二項各号」に改め、同項第四号中「第二十四条又は第二十五条」を「第二十五条又は第二十六条」に改め、同項第八号中「第八十四条第二項」を「第四十一条第二項」に改め、第二章第五節中同条を第三十一条とする。

第二十九条第二項中「第二十五条まで」を「第二十六条まで」に、「第二十七条」を「第二十八条」に、

「第二十四条及び第二十五条」を「第二十五条及び第二十六条」に改め、同条を第三十条とする。

第二十八条第一項中「第二十六条」を「第二十七条」に改め、第二章第四節中同条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とする。

第二十六条第二号中「第二十三条の二第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第三号中「第二十三条の二第二項各号」を「第二十四条第二項各号」に改め、同条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第二十五条とする。

第二十三条の二第一項中「第百条第二号」を「第六十一条第二号」に改め、同条を第二十四条とする。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 製品事故等に関する措置

第八十二条の見出しを「(危害防止命令)」に改め、同条中「により」の下に「、重大製品事故が生じた場合その他」を、「危害の」の下に「発生及び」を加え、「政令で定める」を「第三十二条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることができる」に、「その製品」を「当該消費生活用製品」に改め、「応急の」を削り、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第八十二条を第三十九条とし、第三章中同条の前に次の一節、節名及び一条を加える。

第一節 情報の収集及び提供

(主務大臣の責務)

第三十三条 主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

(事業者の責務)

第三十四条 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売（一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

2 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

(主務大臣への報告等)

第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の期限及び様式は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大製品事故による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大が政令で定める他の法律の規定によつて防止されるべきものと認めるときは、当該報告の内容について、当該政令で定める他の法律の規定に基づき危害の発生及び拡大を防止する事務を所掌する大臣に通知するものとする。

(主務大臣による公表)

第三十六条 主務大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知った場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、同条第三項の規定による通知をした

場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

（体制整備命令）

第三十七条 主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が第三十五条第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

第二節 危害の発生及び拡大を防止するための措置

（事業者の責務）

第三十八条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品に

ついで製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。

2 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者がとらうとする前項の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に協力しなければならない。

3 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けてとる措置に協力しなければならない。

第四章の章名を削る。

第八十三条を第四十条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 雑則

第八十四条を第四十一条とする。

第八十五条第二項中「第九十五条の二」を「第五十五条」に改め、同条を第四十二条とする。

第八十五条の二中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に、「第八十四条第四項」を「第四十一条

第四項」に改め、同条を第四十三条とし、第八十六条を第四十四条とする。

第八十七条第一項中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第四十五条とする。

第八十八条第三号及び第四号中「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条第五号中「第二十六条」を「第二十七条」に改め、同条第六号中「第二十八条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第七号中「第二十八条第二項」を「第二十九条第二項」に改め、同条第八号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第四十六条とする。

第八十九条の見出し中「諮問」を「諮問等」に改め、同条第二項中「第八十二条」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十七条とする。

第九十条第一項中「第二十六条又は第三十条」を「第二十七条又は第三十一条」に改め、同条を第四十八条とし、第九十条の二を第四十九条とし、第九十一条を第五十条とする。

第九十二条第二項及び第三項中「第二十五条」を「第二十六条」に改め、同条第四項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十五条」を「第二十六条」に、「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を第五十一条とし、第九十三条を第五十二条とし、第九十四条を第五十三条とする。

第九十五条第一項第二号中「第八十九条第一項」を「第四十七条第一項」に改め、同項第三号中「係る届出の受理」の下に「に関する事項」を、「の登録」の下に「に関する事項」を加え、「第三十一条及び第十二条」を「第三十二条」に、「第八十三条」を「前章第一節の規定による情報の収集及び提供に関する事項、第三十九条第一項の規定による命令に関する事項、第四十条」に、「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に、「第九十二条の申請」を「第五十一条第一項の申請の受理に関する事項」に、「第九十三条の規定による申出」を「第五十二条第一項の規定による申出の受理」に改め、同条を第五十四条とし、第十五条の二を第五十五条とし、第九十六条を第五十六条とする。

第九十六条の二中「当該危害の」の下に「発生及び」を加え、「第九十五条の二」を「第五十五条」に改め、同条を第五十七条とする。

第九十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第二十六条」を「第二十七条」に改め、同条第四号中「第三十一条又は第八十二条」を「第三十二条又は第三十九条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第三十七条の規定による命令に違反した者

第九十七条を第五十八条とし、同条の前に次の章名を付する。

第五章 罰則

第九十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五号中「第二十七条」を「第二十八条」に改め、同条第六号中「第八十三条」を「第四十条」に改め、同条第七号中「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条第八号中「第八十五条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条を第五十九条とする。

第九十九条第一号中「第九十七条第二号」を「第五十八条第二号」に改め、同条第二号中「第九十七条第一号若しくは第三号」を「第五十八条第一号、第三号若しくは第五号」に改め、同条を第六十条とする。

第一百条第二号中「第二十三条の二第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条を第六十一条とする。

第一百一条中「第八十五条の二」を「第四十三条」に改め、同条を第六十二条とする。

別表中「別表」を「別表（第二条関係）」に改め、同表第一号中「又は第二十九条」を削り、同表第九号中「法律」を「他の法律」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の消費生活用製品安全法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

第三条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号中「第三十条第一項第八号」を「第三十一条第一項第八号」に、「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改める。

理由

消費生活活用製品の使用に伴う一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するため、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

○消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)

改正案

現行

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限(第三条―第五条)

第二節 事業の届出等(第六条―第十五条)

第三節 検査機関の登録(第十六条―第十九条)

第四節 国内登録検査機関(第二十条―第二十九条)

第五節 外国登録検査機関(第三十条・第三十一条)

第六節 危害防止命令(第三十二条)

第三章 製品事故等に関する措置

第一節 情報の収集及び提供(第三十三条―第三十七条)

第二節 危害の発生及び拡大を防止するための措置(第三十八条・第三十九條)

第四章 雑則(第四十条―第五十七条)

第五章 罰則(第五十八条―第六十二条)

附則

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限(第三条―第五条)

第二節 事業の届出等(第六条―第十五条)

第三節 検査機関の登録(第十六条―第十九条)

第四節 国内登録検査機関(第二十条―第二十八条)

第五節 外国登録検査機関(第二十九条・第三十条)

第六節 危害防止命令(第三十一条―第八十一条)

第三章 雑則(第八十二条―第九十六条の二)

第四章 罰則(第九十七条―第一百一条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

4 この法律において「製品事故」とは、消費生活用製品の使用に伴い生じた事故のうち、次のいずれかに該当するものであつて、消費生活用製品の欠陥によつて生じたものでないことが明らかな事故以外のもの(他の法律の規定によつて危害の発生及び拡大を防止することができるものと認められる事故として政令で定めるものを除く。)をいう。

一 一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故

二 消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であつて、一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれのあるもの

5 この法律において「重大製品事故」とは、製品事故のうち、発生し、又は発生するおそれがある危害が重大であるものとして、当該危害の内容又は事故の態様に関し政令で定める要件に該当するものをいう。

(基準)

(目的)

第一条 この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(基準)

第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な技術上の基準を定めなければならない。この場合において、当該特定製品について、政令で定める他の法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための規格又は基準を定めることができるとされているときは、当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について技術上の基準を定めるものとする。

(登録)

第十六条 (略)

2 主務大臣(第五十四条第一項第三号の規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十九条第二項、第三十一条第三項、第三十六条第二項、第四十一条第四項、第四十三条及び第四十九条において同じ。)
は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、当該申請が第十八条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条第一項の登録を受けることができない。

一 (略)

二 第二十七条又は第三十一条第一項の規定により登録を取り消され、そ

第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な技術上の基準を定めなければならない。この場合において、当該特定製品について、政令で定める法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための規格又は基準を定めることができるとされているときは、当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について技術上の基準を定めるものとする。

(登録)

第十六条 (略)

2 主務大臣(第九十五条第一項第三号の規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十八条第二項、第三十条第三項、第八十四条第四項、第八十五条の二及び第九十条の二において同じ。)
は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、当該申請が第十八条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(欠格条項)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条第一項の登録を受けることができない。

一 (略)

二 第二十六条又は第三十条第一項の規定により登録を取り消され、その

の取消しの日から二年を経過しない者

三 (略)

(登録の基準)

第十八条 主務大臣は、第十六条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

一 (略)

二 登録申請者が、第十二条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特別特定製品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第二十四条第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ〜ハ (略)

2 (略)

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二十四条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において

取消しの日から二年を経過しない者

三 (略)

(登録の基準)

第十八条 主務大臣は、第十六条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

一 (略)

二 登録申請者が、第十二条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特別特定製品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第二十三条の二第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ〜ハ (略)

2 (略)

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二十三条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条にお

同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十一条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 (略)

第二十五条・第二十六条 (略)

(登録の取消し等)

第二十七条 主務大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条

第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五 (略)

第二十八条 (略)

(主務大臣による適合性検査業務実施等)

第二十九条 主務大臣は、第十二条第一項の登録を受ける者がいないとき、

いて同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 (略)

第二十四条・第二十五条 (略)

(登録の取消し等)

第二十六条 主務大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

二 第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十三条

の二第一項又は次条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに第二十三条の二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四・五 (略)

第二十七条 (略)

(主務大臣による適合性検査業務実施等)

第二十八条 主務大臣は、第十二条第一項の登録を受ける者がいないとき、

第二十三条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十七条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2・3 (略)

第五節 外国登録検査機関

(適合性検査の義務等)

第三十条 (略)

2 第二十条第二項、第二十一条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十五条及び第二十六条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第三十一条 主務大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二十条第二項、

第二十三条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十六条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2・3 (略)

第五節 外国登録検査機関

(適合性検査の義務等)

第二十九条 (略)

2 第二十条第二項、第二十一条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十四条及び第二十五条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第三十条 主務大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 (略)

二 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二十条第二項、

第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条第一項若しくは第二十八条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第二十四条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前条第二項において準用する第二十五条又は第二十六条の規定による請求に応じなかつたとき。

五〇七 (略)

八 主務大臣が必要があると認めてその職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所において第四十一条第二項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

九 (略)

二〇五 (略)

第六節 危害防止命令

第三十二条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十三条の二第一項若しくは第二十七条の規定に違反したとき。

三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第二十三条の二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 前条第二項において準用する第二十四条又は第二十五条の規定による請求に応じなかつたとき。

五〇七 (略)

八 主務大臣が必要があると認めてその職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所において第八十四条第二項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。

九 (略)

二〇五 (略)

第六節 危害防止命令

(危害防止命令)

第三十一条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認める場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一・二 (略)

(削る)

第三章 製品事故等に関する措置

第一節 情報の収集及び提供

(主務大臣の責務)

第三十三条 主務大臣は、重大製品事故に関する情報の収集に努めなければならない。

(事業者の責務)

第三十四条 消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売（一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

2 消費生活用製品の小売販売、修理又は設置工事の事業を行う者は、その小売販売、修理又は設置工事に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、その旨を当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に通知するよう努めなければならない。

一・二 (略)

第三十二条から第八十一条まで 削除

第三章 雑則

(新設)

(新設)

(新設)

(主務大臣への報告等)

第三十五条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を主務大臣に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告の期限及び様式は、主務省令で定める。

3 主務大臣は、第一項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大製品事故による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大が政令で定める他の法律の規定によつて防止されるべきものと認めるときは、当該報告の内容について、当該政令で定める他の法律の規定に基づき危害の発生及び拡大を防止する事務を所掌する大臣に通知するものとする。

(主務大臣による公表)

第三十六条 主務大臣は、前条第一項の規定による報告を受けた場合その他重大製品事故が生じたことを知った場合において、当該重大製品事故に係る消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するため必要があるときは、同条第三項の規定による通知をした場合を除き、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容その他当該消費生活用製品の使用に伴う危険の回避に資する事項を公表するものとする。

2 主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要があると認めるときは

(新設)

(新設)

、機構に、消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査を行わせることができる。

(体制整備命令)

第三十七条 主務大臣は、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者が第三十五条第一項の規定に違反して報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合において、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の安全性を確保するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について生じた重大製品事故に関する情報を収集し、かつ、これを適切に管理し、及び提供するために必要な体制の整備を命ずることができる。

第二節 危害の発生及び拡大を防止するための措置

(事業者の責務)

第三十八条 消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について製品事故が生じた場合には、当該製品事故が発生した原因に関する調査を行い、危害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該消費生活用製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置をとるよう努めなければならない。

2 | 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者がとらうとする前項の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための

(新設)

(新設)

(新設)

措置に協力するよう努めなければならない。

- 3 消費生活用製品の販売の事業を行う者は、製造又は輸入の事業を行う者が次条第一項の規定による命令を受けてとる措置に協力しなければならない。

(危害防止命令)

第三十九条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により、重大製品事故が発生した場合その他一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の発生及び拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、第三十二条の規定又は政令で定める他の法律の規定に基づき必要な措置をとるべきことを命ずることがのできる場合を除き、必要な限度において、当該消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係る当該消費生活用製品の回収を図ることその他当該消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第四章 雑則

第四十条・第四十一条 (略)

(緊急命令)

第八十二条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定める場合を除き、必要な限度において、その製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係るその製品の回収を図ることその他その製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

(新設)

第八十三条・第八十四条 (略)

(消費生活用製品の提出)

第四十二条 (略)

2 国(前項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務を第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあっては、都道府県)は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 (略)

(機構に対する命令)

第四十三条 主務大臣は、第三十一条第三項に規定する検査又は第四十一条第四項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

第四十四条 (略)

(手数料)

第四十五条 第二十九条第一項の規定により主務大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定により機構の行う適合性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 (略)

(公示)

(消費生活用製品の提出)

第八十五条 (略)

2 国(前項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務を第九十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあっては、都道府県)は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 (略)

(機構に対する命令)

第八十五条の二 主務大臣は、第三十条第三項に規定する検査又は第八十四条第四項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

第八十六条 (略)

(手数料)

第八十七条 第二十八条第一項の規定により主務大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定により機構の行う適合性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 (略)

(公示)

第四十六条 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十一条(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

四 第二十三条(第三十条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

五 第二十七条の規定により登録を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。

六 第二十九条第一項の規定により主務大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

七 第二十九条第二項の規定により主務大臣が機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするとき。

八 第三十一条第一項の規定により登録を取り消したとき。

(消費経済審議会への諮問等)

第四十七条 (略)

2 主務大臣は、第三十九条第一項の規定による命令をした場合は、三週間以内に、その旨を消費経済審議会に報告しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第八十八条 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一・二 (略)

三 第二十一条(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

四 第二十三条(第二十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

五 第二十六条の規定により登録を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。

六 第二十八条第一項の規定により主務大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

七 第二十八条第二項の規定により主務大臣が機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするとき。

八 第三十条第一項の規定により登録を取り消したとき。

(消費経済審議会への諮問)

第八十九条 (略)

2 主務大臣は、第八十二条の規定による命令をした場合は、三週間以内に、その旨を消費経済審議会に報告しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第四十八条 第二十七条又は第三十一条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 (略)

第四十九条・第五十条 (略)

(適合性検査についての申請及び主務大臣の命令)

第五十一条 (略)

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る国内登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る国内登録検査機関に対し、第二十六条の規定による命令をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の場合において、第二十六条の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、第二項中「第二十条の規定」とあるのは「第三十条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二十条第二項の規定」と、同項及び前項中「第二十六条」とあるのは「第三十条第二項において準用する第二十六条」と、「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

第五十二条・第五十三条 (略)

第九十条 第二十六条又は第三十条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 (略)

第九十条の二・第九十一条 (略)

(適合性検査についての申請及び主務大臣の命令)

第九十二条 (略)

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る国内登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る国内登録検査機関に対し、第二十五条の規定による命令をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の場合において、第二十五条の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と、第二項中「第二十条の規定」とあるのは「第二十九条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二十条第二項の規定」と、同項及び前項中「第二十五条」とあるのは「第二十九条第二項において準用する第二十五条」と、「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

第九十三条・第九十四条 (略)

(主務大臣及び主務省令)

第五十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第四十七条第一項の規定による消費経済審議会への諮問に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

三 第四条第二項(第三号を除く。)の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理に関する事項、同章第三節から第五節までの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録に関する事項、第三十二条の規定による命令、前章第一節の規定による情報の収集及び提供に関する事項、第三十九条第一項の規定による命令に関する事項、第四十条の規定による報告の徴収、第四十一条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項、第五十一条第一項の申請の受理に関する事項並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

2 (略)

第五十五条・第五十六条

(主務大臣の指示)

第五十七条 主務大臣は、特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生のおそれがあると認める場合において、当該危害の発生及び

(主務大臣及び主務省令)

第九十五条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 (略)

二 第八十九条第一項の規定による消費経済審議会への諮問に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

三 第四条第二項(第三号を除く。)の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理、同章第三節から第五節までの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録、第三十一条及び第八十二条の規定による命令、第八十三条の規定による報告の徴収、第八十四条第一項及び第二項の規定による立入検査、第九十二条の申請並びに第九十三条の規定による申出に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

2 (略)

第九十五条の二・第九十六条

(主務大臣の指示)

第九十六条の二 主務大臣は、特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生のおそれがあると認める場合において、当該危害の拡大

拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第五十五条の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされる事務のうち政令で定めるものに関し、当該危害の発生及び拡大を防止するために必要な指示をすることができる。

(削る)

第五章 罰則

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第二十七条の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第三十二条又は第三十九条第一項の規定による命令に違反した者

五 第三十七条の規定による命令に違反した者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

五 第二十八条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

六 第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第四十一条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌

を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第九十五条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされる事務のうち政令で定めるものに関し、当該危害の拡大を防止するために必要な指示をすることができる。

第四章 罰則

(新設)

第九十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第二十六条の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第三十一条又は第八十二条の規定による命令に違反した者

(新設)

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〜四 (略)

五 第二十七条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

六 第八十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七 第八十四条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌

避した者

八 第四十二条第一項の規定による命令に違反した者

第六十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十八条第二号又は第四号 一億円以下の罰金刑

二 第五十八条第一号、第三号若しくは第五号又は前条 各本条の罰金刑

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二十四条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第六十二条 第四十三条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

別表(第二条関係)

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項の規定の適用を受

避した者

八 第八十五条第一項の規定による命令に違反した者

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第九十七条第二号又は第四号 一億円以下の罰金刑

二 第九十七条第一号若しくは第三号又は前条 各本条の罰金刑

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二十三条の二第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第一百一条 第八十五条の二の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

別表

一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項又は第二十九条の

ける船舶

二〇八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める他の法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつて一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがないと認められる製品で政令で定めるもの

規定の適用を受ける船舶

二〇八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつて一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがないと認められる製品で政令で定めるもの

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（業務の範囲） 第十一条（略） 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一～五（略） 六 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十一条第一項第八号の規定による検査並びに第四十一条第二項及び第二項の規定による立入検査 六の二～十（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第十一条（略） 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。 一～五（略） 六 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十条第一項第八号の規定による検査並びに第八十四条第一項及び第二項の規定による立入検査 六の二～十（略）</p>

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案 参照条文

○消費生活用製品安全法（昭和四十八年六月六日法律第三十一号）	．．．．．	27
○消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年三月五日政令第四十八号）	．．．．．	26
○独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年十二月二十二日法律第二百四号）	．．．．．	26
○船舶安全法（昭和八年三月十五日法律第十一号）（抄）	．．．．．	26
○食品衛生法（昭和二十二年七月二十四日法律第二百三十三号）（抄）	．．．．．	26
○消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第二百八十六号）（抄）	．．．．．	24
○毒物及び劇物取締法（昭和二十五年十二月二十八日法律第三百三十三号）（抄）	．．．．．	20
○道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第二百八十五号）（抄）	．．．．．	20
○高圧ガス保安法（昭和二十六年六月七日法律第二百四十五号）（抄）	．．．．．	26
○武器等製造法（昭和二十八年八月一日法律第四百四十五号）（抄）	．．．．．	26
○薬事法（昭和三十五年八月十日法律第四百十五号）（抄）	．．．．．	26
○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年十月十二日法律第一百十二号）（抄）	．．．．．	1

○消費生活用製品安全法（昭和四十八年六月六日法律第三十一号）

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	特定製品
第一節	基準並びに販売及び表示の制限（第三条―第五条）
第二節	事業の届出等（第六条―第十五条）
第三節	検査機関の登録（第十六条―第十九条）
第四節	国内登録検査機関（第二十条―第二十八条）
第五節	外国登録検査機関（第二十九条・第三十条）
第六節	危害防止命令（第三十一条―第三十一条）
第三章	雑則（第八十二条―第九十六条の二）
第四章	罰則（第九十七条―第一百一条）
附則	

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、消費生活用製品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進し、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特別特定製品」とは、その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で定めるものをいう。

第二章 特定製品

第一節 基準並びに販売及び表示の制限

（基準）

第三条 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な

技術上の基準を定めなければならない。この場合において、当該特定製品について、政令で定める法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための規格又は基準を定めることができることとされているときは、当該規格又は基準に相当する部分以外の部分について技術上の基準を定めるものとする。

(販売の制限)

第四条 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十三条の規定により表示が付されているものでなければ、特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

2 前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合には、適用しない。

一 輸出用の特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 第十一条第一項第一号の規定による届出又は同項第二号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

(表示の制限)

第五条 次条の規定による届出をした者（以下「届出事業者」という。）が同条の規定による届出に係る型式（以下単に「届出に係る型式」という。）の特定製品について第十三条の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、特定製品に同条の主務省令で定める方式による表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

第二節 事業の届出等

(事業の届出)

第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定める特定製品の区分（以下単に「特定製品の区分」という。）に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 主務省令で定める特定製品の型式の区分

三 当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

四 当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

(承継)

第七条 届出事業者が当該届出に係る事業の全部を譲り渡し、又は届出事業者について相続、合併若しくは分割（当該届出に係る事業の全部を承継させるものに限る。）があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人は、その届出事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(変更の届出)
第八条 届出事業者は、第六条各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が主務省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(廃止の届出)
第九条 届出事業者は、当該届出に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(届出事項に係る情報の提供)
第十条 何人も、主務大臣に対し、第六条第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供を請求することができる。

(基準適合義務等)

第十一条 届出事業者は、届出に係る型式の特定製品を製造し、又は輸入する場合においては、第三条の規定により定められた技術上の基準(以下「技術基準」という。)に適合するようにならなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 輸出用の特定製品を製造し、又は輸入する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を製造し、又は輸入する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 試験用に製造し、又は輸入するとき。
届出事業者は、主務省令で定めるところにより、その製造又は輸入に係る前項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

3 届出事業者は、第六条第四号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにならなければならない。

(特別特定製品の適合性検査)

第十二条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)が特別特定製品である場合には、当該特別特定製品を販売する時まで、次の各号のいずれかに掲げるものについて、主務大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査(以下「適合性検査」という。)を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特別特定製品と同一の型式に属する特別特定製品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受け、これを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特別特定製品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして主務省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。

一 当該特別特定製品
二 試験用の特別特定製品及び当該特別特定製品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他主務省令で定

2 めるもの
前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものについて主務省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は主務省令で定める同項第二号の検査設備その他主務省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を担当届出事業者に交付することができる。

(表示)
第十三条 届出事業者は、その届出に係る型式の特定製品の技術基準に対する適合性について、第十一条第二項（特別特定製品の場）にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該特定製品に主務省令で定める方式による表示を付することができる。

(改善命令)
第十四条 主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第六条第四号の措置の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
一 届出事業者が第十一条第一項の規定に違反しているとき。
二 第六条第四号の措置が第十一条第三項の主務省令で定める基準に適合していないと認めるとき。

(表示の禁止)
第十五条 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の特定製品に第十三条の規定により表示を付することを禁止することができる。
一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品（第十一条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。）が技術基準に適合していない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があるとき。当該技術基準に適合していない特定製品の届出に係る型式の届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の届出に係る型式の届出に違反したとき。又は輸入に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
二 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、第十一条第二項又は第十二条第一項の規定に違反したとき。
三 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
四 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
五 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
六 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
七 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
八 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
九 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
十 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
十一 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
十二 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
十三 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
十四 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
十五 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
十六 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
十七 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
十八 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
十九 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
二十 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
二十一 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
二十二 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
二十三 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
二十四 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
二十五 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
二十六 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
二十七 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
二十八 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
二十九 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
三十 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
三十一 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
三十二 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
三十三 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
三十四 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
三十五 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
三十六 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
三十七 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
三十八 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
三十九 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
四十 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
四十一 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
四十二 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
四十三 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
四十四 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
四十五 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
四十六 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
四十七 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
四十八 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
四十九 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
五十 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
五十一 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
五十二 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
五十三 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
五十四 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
五十五 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
五十六 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
五十七 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
五十八 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
五十九 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
六十 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
六十一 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
六十二 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
六十三 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
六十四 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
六十五 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
六十六 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
六十七 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
六十八 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
六十九 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
七十 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
七十一 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
七十二 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
七十三 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
七十四 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
七十五 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
七十六 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
七十七 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
七十八 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
七十九 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
八十 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
八十一 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
八十二 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
八十三 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
八十四 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
八十五 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
八十六 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
八十七 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
八十八 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
八十九 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
九十 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
九十一 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
九十二 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
九十三 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
九十四 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
九十五 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
九十六 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
九十七 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
九十八 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。
九十九 前条第一号の場合における同条の規定による命令に違反したとき。
百 当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の届出に違反したとき。

第三節 検査機関の登録

(登録)
第十六条 第十二条第一項の登録は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める特別特定製品の区分（以下単に「特別特定製品の区分」という。）ごとに、適合性検査を行おうとする者の申請により行う。
主務大臣（第九十五条第一項第三号の規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十八条第二項、第三

十条第三項、第八十四条第四項、第八十五条の二及び第九十条の二において同じ。）は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第十八条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（欠格条項）

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第十二条第一項の登録を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 二 第二十六条又は第三十条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（登録の基準）

第十八条 主務大臣は、第十六条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、主務省令で定める。

- 一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。
- 二 登録申請者が、第十二条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特別特定製品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第二十三条の二第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員を含む。）の割合が二分の一を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。
- 三 第十二条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。
 - 一 登録年月日及び登録番号
 - 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 三 登録を受けた者が適合性検査を行う特別特定製品の区分
 - 四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地

（登録の更新）

第十九条 第十二条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

第四節 国内登録検査機関

(適合性検査の義務)

第二十条 第十二条第一項の登録を受けた者（国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 国内登録検査機関は、公正にかつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。

(事業所の変更の届出)

第二十一条 国内登録検査機関は、適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、主務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十二条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を定め、適合性検査の業務の開始前に、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止の届出)

第二十三条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第二十三条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするときは、国内登録検査機関の定められた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本を請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事

項を記載した書面の交付の請求

(適合命令)

第二十四条 主務大臣は、国内登録検査機関が第十八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その国内登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第二十五条 主務大臣は、国内登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

(登録の取消し等)

第二十六条 主務大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部を停止を命ずることができる。

- 一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 二 第二十条、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十三条の二第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに第二十三条の二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条第一項の登録を受けたとき。

(帳簿の記載)

第二十七条 国内登録検査機関は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、適合性検査に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(主務大臣による適合性検査業務実施等)

- 2 第二十八条 主務大臣は、第十二条第一項の登録を受ける者がいないとき、第二十三条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十六条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関が天災その他の事由により適合性検査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があるとき、当該適合性検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。
- 3 主務大臣は、前項の場合において必要があるときは、機構に、当該適合性検査の業務の全部又は一部を行わせることができる。
- 3 主務大臣が前二項の規定により適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行い、又は機構に行わせる場合における適合性検査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、主務省令で定める。

第五節 外国登録検査機関

(適合性検査の義務等)

第二十九条 第十二条第一項の登録を受けた者（外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。第二十七条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十条第二項、第二十一条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十四条及び第二十五条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

(登録の取消し等)

第三十条 主務大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第十七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。
- 二 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二十条第二項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十三条の二第一項若しくは同条第二項の規定に違反したとき。
- 三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第二十三条の二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
- 四 前条第二項において準用する第二十四条又は第二十五条の規定による請求に応じなかつたとき。
- 五 不正の手段により第十二条第一項の登録を受けたとき。
- 六 主務大臣が、外国登録検査機関が前各号のいずれかに該当すると認めて、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。
- 七 主務大臣が必要があると認めて、外国登録検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。
- 八 主務大臣が必要があると認めてその職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所において第八十四条第二項に規定する事項についての検査をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避されたとき。
- 九 前項の規定による費用の負担をしないとき。

前項第八号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項第八号の規定による検査を行わせることができる。主務大臣は、前項の規定により機構に検査を行わせる場合には、機構に対し、当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

機構は、前項の指示に従つて第三項に規定する検査を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

第六節 危害防止命令

(危害防止命令)

第三十一条 主務大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあるとき、当該場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該各号に規定する者に対し、販売した当該特定製品の回収を図ることその他当該特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 一 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者が第四条第一項の規定に違反して特定製品を販売したこと。
- 二 届出事業者がその届出に係る型式の特定製品で技術基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したこと（第十条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。）。

第三十二条から第八十一条まで 削除

第三章 雑則

（緊急命令）

第八十二条 主務大臣は、消費生活用製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について重大な危害が発生し、又は発生する急迫した危険がある場合において、当該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、政令で定める場合を除き、必要な限度において、その製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その製造又は輸入に係るその製品の回収を図ることその他その製品による一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害の拡大を防止するために必要な応急の措置をとるべきことを命ずることができる。

（報告の徴収）

第八十三条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者に対し、その業務の状況（届出事業者に対しては業務又は経理の状況）に関し報告をさせることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

第八十四条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査を行わせることができる。

5 主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

6 機構は、前項の指示に従って第四項に規定する立入検査を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

7 第四項の規定により機構の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

8 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(消費生活用製品の提出)

第八十五条 主務大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査をさせ、又は同条第四項の規定により機構に立入検査を行わせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる消費生活用製品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 国（前項の規定に基づく主務大臣の権限に属する事務を第九十五条の二の規定に基づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされている場合にあつては、都道府県）は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならぬ。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の規定による命令により通常生ずべき損失とする。

(機構に対する命令)

第八十五条の二 主務大臣は、第三十条第三項に規定する検査又は第八十四条第四項に規定する立入検査の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(承認の条件)

第八十六条 第四条第二項第二号又は第十一条第一項第二号の承認には、条件を付することができる。

2 前項の条件は、承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(手数料)

第八十七条 第二十八条第一項の規定により主務大臣の行う適合性検査又は同条第二項の規定により機構の行う適合性検査を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

2 前項の手数料は、主務大臣の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては国庫の、機構の行う適合性検査を受けようとする者の納付するものについては機構の収入とする。

(公示)

第八十八条 主務大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 第十二条第一項の登録をしたとき。
- 二 第十五条の規定により表示を付することを禁止したとき。
- 三 第二十一条（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 四 第二十三条（第二十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたとき。
- 五 第二十六条の規定により登録を取り消し、又は適合性検査の業務の停止を命じたとき。
- 六 第二十八条第一項の規定により主務大臣が適合性検査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行つていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

七 第二十八条第二項の規定により主務大臣が機構に適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせることとするとき、又は機構に行わせていた適合性検査の業務の全部若しくは一部を行わせないこととするとき。

八 第三十条第一項の規定により登録を取り消したとき。

(消費経済審議会への諮問)

第八十九条 主務大臣は、第二条第二項及び第三項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 主務大臣は、第八十二条の規定による命令をした場合は、三週間以内に、その旨を消費経済審議会に報告しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第九十条 第二十六条又は第三十条の規定による処分に係る聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

2 前項の聴聞の主事者は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十七条第一項の規定により当該処分に係る利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(機構の処分等に係る審査請求)

第九十条の二 機構が行う適合性検査に係る処分又は不作為について不服がある者は、主務大臣に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

(不服申立ての手続における意見の聴取)

第九十一条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、その処分に係る者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、その処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(適合性検査についての申請及び主務大臣の命令)

第九十二条 届出事業者は、その製造し、又は輸入する特別特定製品について、国内登録検査機関が適合性検査を行わない場合又は国内登録検査機関の適合性検査の結果に異議のある場合は、主務大臣に対し、国内登録検査機関が適合性検査を行うこと又は改めて適合性検査を行うことを命ずべきことを申請することができる。

2 主務大臣は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る国内登録検査機関が第二十条の規定に違反していると認めるときは、当該申請に係る国内登録検査機関に対し、第二十五条の規定による命令をしなければならない。

3 主務大臣は、前項の場合において、第二十五条の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、当該申請をした届出事業者において、第二十五条の規定による命令をし、又は命令をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、前三項の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第一項中「命ずべき」とあるのは「請求すべき」と

、第二項中「第二十條の規定」とあるのは「第二十九條第一項の規定又は同條第二項において準用する第二十條第二項の規定」と、同項及び前項中「第二十五條」とあるのは「第二十九條第二項において準用する第二十五條」と、「命令」とあるのは「請求」と読み替えるものとする。

(主務大臣に対する申出)

第九十三條 何人も、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要な措置がとられていないため一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがあると認めるときは、主務大臣に対し、その旨を申し出て、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行ない、その申出の内容が事実であると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

(経過措置)

第九十四條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(主務大臣及び主務省令)

第九十五條 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三條の規定による技術基準の決定に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

二 第八十九條第一項の規定による消費経済審議会への諮問に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

三 第四條第二項（第三号を除く。）の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理、同章第三節から第五節までの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録、第三十一條及び第八十二條の規定による命令、第八十三條の規定による報告の徴収、第八十四條第一項及び第二項の規定による立入検査、第九十二條の申請並びに第九十三條の規定による申出に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、前項第一号に定める事項に関しては、同号に定める主務大臣の発する命令とし、同項第三号に定める事項に関しては、政令で定めるところにより、同号に定める主務大臣の発する命令とする。

(都道府県が処理する事務)

第九十五條の二 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第九十六條 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(主務大臣の指示)
第九十六条の二 主務大臣は、特定製品による一般消費者の生命又は身体に對する危害の發生のおそれがあると認める場合に、當該危害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第九十五条の二の規定に基
づく政令の規定により都道府県知事が行うこととされる事務のうち政令で定めるものに関し、當該危害の拡大を防止するた
めに必要な指示をすることができ。

第四章 罰則

第九十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第四条第一項又は第五条の規定に違反した者
- 二 第十五条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による禁止に違反した者
- 三 第二十六条の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第三十一条又は第八十二条の規定による命令に違反した者

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者
- 二 第十一条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者
- 三 第十二条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者
- 四 第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第二十七条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 六 第八十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 七 第八十四条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 八 第八十五条第一項の規定による命令に違反した者

第九十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に對して當該各号に定める罰金刑を、その人に対し、各本条の罰金刑を科する。

- 一 第九十七条第二号又は第四号 一億円以下の罰金刑
- 二 第九十七条第一号若しくは第三号又は前条 各本条の罰金刑

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第七条第二項、第八条又は第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十三条の二第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

第百一条 第八十五条の二の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

別表

- 一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項又は第二十九条の規定の適用を受ける船舶
- 二 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項に規定する食品及び同条第二項に規定する添加物並びに同法第六十二条第二項に規定する洗浄剤
- 三 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二十一条の二第一項に規定する検定対象機械器具等及び第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等
- 四 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物及び同条第二項に規定する劇物
- 五 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両
- 六 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四十四号）第四十一条に規定する容器
- 七 武器等製造法（昭和二十八年法律第四百四十五号）第二条第二項に規定する猟銃等
- 八 薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第四項に規定する医療機器
- 九 前各号に掲げるもののほか、政令で定める法律の規定に基づき、規格又は基準を定めて、その製造、輸入又は販売を規制しており、かつ、当該規制によつて一般消費者の生命又は身体について危害が発生するおそれがないと認められる製品で政令で定めるもの

○消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年三月五日政令第四十八号）

（特定製品）

第一条 消費生活用製品安全法（以下「法」という。）第二条第二項の特定製品は、別表第一に掲げるとおりとする。

（特別特定製品）

第二条 法第三条第三項の特別特定製品は、別表第二の上欄に掲げるとおりとする。

（法第三条の政令で定める法律）

第三条 法第三条の政令で定める法律は、次の各号に掲げる特定製品の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 別表第一第一号に掲げる特定製品 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）
- 二 別表第一第六号に掲げる特定製品 電気用品安全法

（証明書の保存に係る経過期間）

第四条 法第十二条第一項ただし書の政令で定める期間は、別表第二の上欄に掲げる特別特定製品ごとにそれぞれ同表の下欄

に掲げるとおりとする。

第五條 (検査機関の登録の有効期間)
法第十九條第一項の政令で定める期間は、三年とする。

第六條 (外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)
法第三十條第二項の政令で定める費用は、同條第八號の検査のため同號の職員(同條第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員)がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、主務省令で定める。

第七條 (緊急命令の適用除外)
法第八十二條の政令で定める場合は、食品衛生法第五十四條又は有害物質を含有する家庭用品の規制に關する法律(昭和四十八年法律第一百十二號)第六條第一項若しくは第二項の規定による命令をすることができるところとする。

(報告の徴収)

第八條 法第八十三條第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品(特定製品を除く。以下この項において同じ。)の製造又は輸入の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、主たる販売先並びに当該消費生活用製品の製造又は輸入の業務に關する事項とする。

第九條 法第八十三條第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品の販売の事業を行う者に対し報告をさせることができる事項は、その製造又は輸入に係る特定製品の種類(届出事業者にあつては、型式)、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、検査記録の内容、主たる販売先並びに当該特定製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に關する事項その他当該特定製品の製造又は輸入の業務に關する事項(届出事業者にあつては、法第六條第四號の措置に關する事項を含む。)とする。

第十條 法第八十三條第一項の規定により主務大臣が消費生活用製品の販売の場所、購入先及び主たる販売先に關する事項その他該消費生活用製品の販売の業務に關する事項とする。

(主務大臣)

第九條 法第九十五條第一項第三号に定める事項(法第八十二條の規定による命令、法第八十三條第一項の規定による報告の徴収、法第八十四條第一項の規定による立入検査及び法第九十三條の規定による申出に關する事項を除く。)についての主務大臣は、經濟産業大臣とする。

第十條 法第八十二條の規定による命令に關する事項についての主務大臣は、当該命令に係る消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者について、それぞれその消費生活用製品の製造又は輸入の事業を所管する大臣とする。

第十一條 法第八十三條第一項の規定による報告の徴収、法第八十四條第一項の規定による立入検査及び法第九十三條の規定による

申出に関する事項についての主務大臣は、当該報告の徴収、立入検査及び申出に係る消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者について、それぞれその消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣とする。報告の徴収、法第九十五条第一項第三号に定める事項（法第八十二条の規定による命令、法第八十三条第一項の規定による報告の徴収令は、第一項に規定する主務大臣の発する命令とする。）については、主務省

（都道府県が処理する事務）

第十條 法第八十三条第一項、第八十四条第一項及び第八十五条第一項に規定する経済産業大臣の権限に属する事務であつて特定製品の販売の事業を行う者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。ただし、経済産業大臣が自らその事務を行うことを妨げない。前項の規定により同項に規定する事務を行った都道府県知事は、経済産業省令で定めるところにより、その結果を経済産業大臣に報告しなければならぬ。法中同項本文に規定する事務に係る経済産業大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事において適用があるものとする。

（主務大臣が指示をすることができる事務）

第十一條 法第九十六条の二の政令で定める事務は、前条第一項の規定により都道府県知事が行うこととされる事務とする。

（権限の委任）

第十二條 法第四条第二項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に關するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。第三條 法第六條、第七條第二項、第八條から第十條まで及び第十一條第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分（法第六條に規定する主務省令で定める特定製品の区分をいう。次項において同じ。）に属する特定製品の製造の事業に係る工場又は事業場が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、その工場又は事業場の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。第四條 法第六條、第七條第二項、第八條から第十一條第一項第一号の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、一の届出区分に属する特定製品の輸入の事業に係る事務所、事業場、店舗又は倉庫が一の経済産業局の管轄区域内のみにある届出事業者に関するものは、その事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。第五條 法第十四條及び第十五條の規定に基づく経済産業大臣の権限は、届出事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。第六條 法第十三條第一項、第八十四条第一項及び第八十五条第一項の規定に基づく経済産業大臣の権限であつて、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に関するものは、その事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。

業局長が行うものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

（消費生活用製品から除かれる製品）
第十三条 法別表第九号の政令で定める法律は、別表第三の上欄に掲げるとおりとし、同号の政令で定める製品は、同表の上欄に掲げる法律ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第一（第一条、第三条関係）

- 一 家庭用の圧力なべ及び圧力がま（内容積が十リットル以下のものであつて、九・八キロパスカル以上のゲージ圧力で使用するように設計したものに限る。）
- 二 乗車用ヘルメット（自動二輪車又は原動機付自転車乗車用のものに限る。）
- 三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）
- 四 登山用ロープ（身体確保用のものに限る。）
- 五 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）
- 六 浴槽用温水循環器（主として家庭において使用することを目的として設計したものに限り、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつていて、水の循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。）

別表第二（第二条、第四条関係）

- 一 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）
十年
- 二 携帯用レーザー応用装置（レーザー光（可視光線に限る。）を外部に照射して文字又は図形を表示することを目的として設計したものに限る。）
三年
- 三 浴槽用温水循環器（主として家庭において使用することを目的として設計したものに限り、水の吸入口と噴出口とが構造上一体となつていて、水の循環させるもの及び循環させることができる水の最大の流量が十リットル毎分未満のものを除く。）
三年

別表第三（第十三条関係）

- 一 船舶安全法（昭和八年法律第十一号） 船舶安全法第二条第一項各号に掲げる事項に係る物件
- 二 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号） 道路運送車両法第四十一条各号に掲げる自動車の装置及び同法第四十四条第三号から第十一号までに掲げる原動機付自転車の装置

○独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年十二月二十二日法律第二百四号）（抄）

第三條（機構の目的）
に、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整備を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的とする。

第十一條（業務の範囲）
機構は、第三條の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 工業製品その他の物資に関する技術上の評価を行うこと。
 - 二 工業製品その他の物資に関する試験、分析、検査その他これらに類する事業を行う者の技術的能力その他の当該事業の適正な実施に必要な能力に関する評価を行うこと。
 - 三 工業製品その他の物資の品質に関する技術上の情報の収集、評価、整理及び提供を行うこと。
 - 四 第一号の評価の技術に関する調査及び研究を行うこと。
 - 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。
- 一 工業標準化法（昭和二十四年法律第八十五号）第二十一条及び第二項並びに第四十条第一項の規定による立入検査並びに第四十二条第一項第八号の規定による検査並びに第四十七条第一項及び第三項の規定による立入検査
 - 二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第三十九条の十七第一項第八号の規定による検査並びに第四十七条第一項及び第三項の規定による立入検査
 - 三 電気用品安全法（昭和三十六年法律第二百三十四号）第四十二条の四第一項第八号の規定による検査又は質問並びに第四十六条第一項及び第二項の規定による立入検査又は質問
 - 四 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四百四号）第十九条第一項の規定による立入検査
 - 五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第六十四条第一項第八号の規定による検査又は質問
 - 六 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十条第一項第八号の規定による検査並びに第八十四条第一項及び第二項の規定による立入検査
 - 六 及び第二項の規定による立入検査
 - 七 計量法（平成四年法律第五十一号）第四百四十八条第一項及び第二項の規定による立入検査（同法第四百四十四条第一項に規定する登録事業者に対するものを除く。）
 - 八 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）第三十条第五項の規定による立会い及び第三十三条第一項の規定による立入検査、質問又は収去
 - 九 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第一百十一号）第三十七条第四項の規定による立入検査又は質問
 - 十 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入り、質問、検査及び収去

○船舶安全法（昭和八年三月十五日法律第十一号）（抄）

第二条 船舶ハ左ニ掲グル事項ニ付国土交通省令（漁船ノミニ関スルモノニ付テハ国土交通省令・農林水産省令）ノ定ムル所ニ依リ施設スルコトヲ要ス

一 船体

二 機関

三 帆装

四 排水設備

五 操舵、繫船及揚錨ノ設備

六 救命及消防ノ設備

七 居住設備

八 衛生設備

九 航海用具

十 危険物其ノ他ノ特殊貨物ノ積附設備

十一 荷役其ノ他ノ作業ノ設備

十二 電気設備

十三 前各号ノ外国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル事項

2 前項ノ規定ハ櫓ノミヲ以テ運輸スル舟ニシテ国土交通大臣ノ定ムル小型ノモノ其ノ他国土交通大臣ニ於テ特ニ定ムル船舶ニハ之ヲ適用セズ

第二十九条 削除

○食品衛生法（昭和二十二年十二月二十四日法律第二百三十三号）（抄）

第四条 この法律で食品とは、すべての飲食物をいう。ただし、薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）に規定する医薬品

2 及び医薬部外品は、これを含まない。

3 他この法律で添加物とは、食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によつて使用する物をいう。

3（略）

第五十四条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第六条、第九条、第十条、第十一条第二項若しくは第十三項、第十六条、第十八条第二項若しくは第二十条の規定に違反した場合又は第八条第一項若しくは第十七条第一項の規定による禁止に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又はその他営

業者に対し食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

- 第六十二条 第六条、第八条、第十条、第十一条第一項及び第二項、第十六条から第二十条まで、第二十五条から第五十六条まで並びに第五十八条から第六十条までの規定は、乳幼児が接触することによりその健康を損なうおそれがあるものとして厚生労働大臣の指定するおもちゃについて、これを準用する。この場合において、第十条中「添加物（天然香料並びに一般に食品として飲食に供されておる化学的合成品（化学的手段により元素又は化合物に分解反応以外の化学的反應を起ささせて得られた物質をいう。）」と読み替えるものとする。
- 2 第六条並びに第十一条第一項及び第二項の規定は、洗浄剤であつて野菜若しくは果実又は飲食器の洗浄の用に供されるものについて準用する。
- 3 (略)

○消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）（抄）

- 第二十一条の二 消防の用に供する機械器具若しくは設備、消火薬剤又は防火塗料、防火液その他の防火薬品（以下「消防の用に供する機械器具等」という。）のうち、一定の形状、構造、材質、成分及び性能（以下「形状等」という。）を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであつて、政令で定めるもの（以下「検定対象機械器具等」という。）については、この節に定めるところにより検定をするものとする。
- 2 (略)
- 4 (略)

第二十一条の十六の二 検定対象機械器具等以外の消防の用に供する機械器具等のうち、一定の形状等を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであつて、政令で定めるものは、自主表示対象機械器具等（以下「自主表示対象機械器具等」という。）は、次条第一項の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、自主表示対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、同項の規定による表示が付されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。

- 2 第二十一条の十六の三 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、当該自主表示対象機械器具等でその形状等が総務省令で定める自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものに、総務省令で定めるところにより、当該技術上の規格に適合するものである旨の表示を付することができる。

○毒物及び劇物取締法（昭和二十五年十二月二十八日法律第三百三号）（抄）

3 2 第二條 (定義)
 この法律で「劇物」とは、別表第一に掲げる物であつて、医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
 (略)

別表第一

一	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名 E P N)
二	黄燐
三	オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
四	オクタメチルピロホスホルアミド (別名 シュラーダン)
五	クラーレ
六	四アルキル鉛
七	シアン化ナトリウム
八	シアン化水素
九	ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト (別名 パラチオン)
十	ジニトロクロゾール
十一	二・四―ジニトロ―(一―メチル・プロピル)―フェノール
十二	ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト (別名 メチルジメトン)
十三	ジメチル―(ジエチルアミド― ―クロルクロトニル)― ホスフェイト
十四	ジメチルパラニトロロフェニルチオホスフェイト (別名 メチルパラチオン)
十五	水銀
十六	セレン
十七	チオセミカルバジド
十八	テトラエチルピロホスフェイト (別名 T E P P)
十九	ニコチン
二十	ニツケルカルボニル
二十一	砒素
二十二	砒化水素
二十三	ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドジメタノナフタリン (別名 エンドリン)
二十四	ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾキシサチエピンオキサイド
二十五	モノフルオール酢酸
二十六	モノフルオール酢酸アミド
二十七	硫化燐
二十八	前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含む製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

別表第二

七十二	ブ ロ ム エ チ ル	七十一	フ エ ノ ー ル	七十九	ヒ ド ロ キ シ ル	六十八	ピ ク リ ン 酸	六十七	パ ラ フ エ ニ レ ン ジ ア ミ ン	六十六	パ ラ ト ル イ レ ン ジ ア ミ ン	六十五	発 煙 硫 酸	六十四	二 硫 化 炭 素	六十三	ニ ト ロ ベ ン ゼ ン	六十二	ナ ト リ ウ ム	六十一	ト ル イ ジ ン	六十	ト リ オ シ ク ロ ヘ プ タ ジ エ ン	五十九	ト リ ク ロ ル ヒ ド ロ キ シ エ チ ル	五十八	ト リ ク ロ ル 酢 酸	五十七	ト リ エ タ ノ ー ル	五十六	テ ト ラ エ チ ル	五十五	ス ル ホ ナ ー ル	五十四	水 酸 化 ナ ト リ ウ ム	五十三	水 酸 化 カ リ ウ ム	五十二	硝 酸 タ リ ウ ム	五十一	硝 酸	五十	臭 素	四十九	重 クロ ム 酸	四十八	ジ メ チ ル 硫 酸	四十七	ジ メ チ ル 硫 酸	四十六	ジ メ チ ル 硫 酸	四十五	ジ メ チ ル 硫 酸	四十四	ジ メ チ ル 硫 酸	四十三	ジ メ チ ル 硫 酸	四十二	ジ メ チ ル 硫 酸	四十一	ジ メ チ ル 硫 酸	四十	ジ メ チ ル 硫 酸	三十九	ジ メ チ ル 硫 酸	三十八	ジ メ チ ル 硫 酸	三十七	三 ・ 五 ジ ブ ロ ム ヒ ド ロ キ シ ン
-----	----------------------------	-----	-----------------------	-----	----------------------------	-----	-----------------------	-----	---	-----	---	-----	------------------	-----	-----------------------	-----	---------------------------------	-----	-----------------------	-----	-----------------------	----	--	-----	---	-----	---------------------------------	-----	---------------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----	--------------------------------------	-----	---------------------------------	-----	----------------------------	-----	--------	----	--------	-----	-------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	----	----------------------------	-----	----------------------------	-----	----------------------------	-----	---

爆発薬を除く。

七十三	ブ	ロム	水素
七十四	ブ	ロム	メチル
七十五	ヘ	キサク	ロル
七十六	ヘ	キサク	ロル
七十七	ヘ	キサク	ロル
七十八	ベ	タナフ	トル
七十九	一	・四	・五
八十	ペン	デン	(別名)
八十一	ホル	ムアル	デヒド
八十二	無	水ク	ロム
八十三	メ	タノ	ール
八十四	メ	チル	スル
八十五	N	メ	チル
八十六	モ	ノク	ロル
八十七	沃	化	水素
八十八	沃	化	水素
八十九	硫	酸	
九十	硫	酸	
九十一	磷	化	亜鉛
九十二	ロ	ダン	酢酸
九十三	ロ	テ	ノン
九十四	前	各号	に掲げる

物のほか、前各号に掲げる物を含む製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの

○道路運送車両法（昭和二十六年六月一日法律第百八十五号）（抄）

(定義)

- 2 第二条 この法律で「道路運送車両」とは、自動車、原動機付自転車及び軽車両をいう。
- 3 以外のものをいう。
- 4 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、政令で定めるものをいう。
5
く
8
(略)

第四十一条 (自動車の装置)
自動車は、次に掲げる装置について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準

に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 原動機及び動力伝達装置
- 二 車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 三 操縦装置
- 四 制動装置
- 五 ばねその他の緩衝装置
- 六 燃料装置及び電気装置
- 七 車枠及び車体
- 八 連結装置
- 九 乗車装置及び物品積載装置
- 十 前面ガラスその他の窓ガラス
- 十一 消音器その他の騒音防止装置
- 十二 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置
- 十三 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯、車幅灯その他の灯火装置及び反射器
- 十四 警音器その他の警報装置
- 十五 方向指示器その他の指示装置
- 十六 後写鏡、窓ふき器その他の視野を確保する装置
- 十七 速度計、走行距離計その他の計器
- 十八 消火器その他の防火装置
- 十九 内圧容器及びその附属装置
- 二十 その他政令で定める特に必要な自動車の装置

第四十二条 (原動機付自転車の構造及び装置)
原動機付自転車は、次に掲げる事項について、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 接地部及び接地圧
- 三 制動装置
- 四 車体
- 五 ばい煙、悪臭のあるガス、有毒なガス等の発散防止装置

- 六 前照灯、番号灯、尾灯、制動灯及び後部反射器
- 七 警音器
- 八 消音器
- 九 方向指示器
- 十 後写鏡
- 十一 速度計

○ 高圧ガス保安法（昭和二十六年六月七日法律第二百四号）（抄）

（製造の方法）

- 第四十一条（高圧ガスを充てんするための容器（以下単に「容器」という。）の製造の事業を行う者（以下「容器製造業者」という。）は、経済産業省令で定める技術上の基準に従つて容器の製造をしなければならない。）
- 2（略）

○ 武器等製造法（昭和二十八年八月一日法律第四百四十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

- 一 銃砲（産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するものを除く。以下同じ。）
- 二 銃砲弾（銃砲用のものをいい、発光又は発煙のために使用されるものを含む。以下同じ。）
- 三 爆発物（破壊、燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用され、且つ、信管により作用する物であつて、産業、娯楽、スポーツ又は救命の用に供するもの以外のものをいい、銃砲弾及び対地雷の製造の禁止及び所持の規制等に關する法律（平成十年法律第十六号）第二条に規定する対地雷を除く。以下同じ。）
- 四 爆発物を投下し、又は発射する機械器具であつて、政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる物に類する機械器具であつて、政令で定めるもの
- 六 もつぱら前各号に掲げる物に使用される部品であつて、政令で定めるもの
- 2 この法律において「猟銃等」とは、左に掲げる物をいう。
- 一 猟銃
- 二 捕鯨砲
- 三 もり銃
- 四 と殺銃
- 五 空気銃（金属性弾丸を発射するものをいい、圧縮ガスを使用するものを含む。）

○ 薬事法（昭和三十五年八月十日法律第四百四十五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律で「医薬品」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 日本薬局方に収められている物
- 二 人又は動物の疾病の診断、治療又は予防に使用されることが目的とされている物であつて、機械器具、歯科材料、医療用品及び衛生用品（以下「機械器具等」という。）でないもの（医薬部外品を除く。）
- 三 人又は動物の身体の構造又は機能に影響を及ぼすことが目的とされている物であつて、機械器具等でないもの（医薬部外品及び化粧品を除く。）
- 二 器具等でないもの及びこれらに準ずる物で厚生労働大臣の指定するものをいう。ただし、これらの使用目的のほかに、前項第二号又は第三号の規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物を除く。
- 一 吐きけその他の不快感又は口臭若しくは体臭の防止
- 二 あせも、ただれ等の防止
- 三 脱毛の防止、育毛又は除毛
- 四 人又は動物の保健のためにするねずみ、はえ、蚊、のみ等の駆除又は防止
- 三 この法律で「化粧品」とは、人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう。ただし、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物のほかに、第一項第二号又は第三号に規定する用途に使用されることも併せて目的とされている物及び医薬部外品を除く。
- 四 この法律で「医療機器」とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等であつて、政令で定めるものをいう。
- 五 15 (略)

○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年十月十二日法律第百十二号）（抄）

(家庭用品の基準)

- 第四条 厚生労働大臣は、保健衛生上の見地から、厚生労働省令で、家庭用品を指定し、その家庭用品について、有害物質の含有量、溶出量又は発散量に関し、必要な基準を定めることができる。
- 二 厚生労働大臣は、保健衛生上の見地から、厚生労働省令で、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物である有害物質を含有する家庭用品を指定し、その家庭用品について、その容器又は被包に関し、必要な基準を定めることができる。
- 三 (略)

(回収命令等)

第六条 厚生労働大臣又は都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下この条及び

